

株式交付に係る事前開示書面

(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に基づく開示事項)

2021 年 5 月 28 日

GMO インターネット株式会社

2021 年 5 月 28 日

株式交付に係る事前開示書面

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO インターネット株式会社
代表取締役会長兼社長
グループ代表 熊谷 正寿

当社は、2021 年 5 月 24 日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画書」といいます。）に基づき、2021 年 6 月 21 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社 OMAKASE（以下「OMAKASE」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うことといたしました。本株式交付に関し、会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条第 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号）

当社は、本株式交付に際して譲り受ける OMAKASE の普通株式の数の下限を、246,069 株と定めております。

当社は、OMAKASE の 2021 年 5 月 24 日付の履歴事項全部証明書の記載から、OMAKASE の普通株式の同日現在における発行済株式総数が 40 万株であること、OMAKASE は同日現在において議決権のある種類株式を発行していないこと、及び、OMAKASE が発行している新株予約権は第 1 回新株予約権のみであることを確認し、同履歴事項全部証明書が同日現在の OMAKASE の発行済の株式及び新株予約権の状況を正確に反映していること、及び、同日から本効力発生日までの間に、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他 OMAKASE の株式に転換可能な権利の発行又は付与を行う予定はないことを OMAKASE に確認いたしました。また、当社は、同日、OMAKASE の一部の株主（持株比率の合計 90%以上）及び代表取締役を含む取締役 2 名（同日における同社の取締役の員数は 3 名）との間で、本効力発生日までの間、株式、新株予約権、新株予約権付社債その他 OMAKASE の株式に転換可能な権利の発行又は付与を OMAKASE をして行わせない

ことを合意いたしました。さらに、当社は、同日、OMAKASE の第 1 回新株予約権の新株予約権者は、OMAKASE と新株予約権者との間の割当契約の規定により、同日から本効力発生日までの間に第 1 回新株予約権を行使することができないことを OMAKASE に確認いたしました。なお、当社は、本株式交付により、同新株予約権の全てを取得する予定です。

以上から、当社は、本株式交付に際して譲り受ける OMAKASE の普通株式の数の下限を 246,069 株とする定めが、会社法第 774 条の 3 第 2 項に定める要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙 2 のとおりです。

4. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 3 号）

別紙 2 のとおりです。

5. 株式交付子会社に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 4 号）

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 213 条の 2 第 5 号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに関

する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 6 号）

本株式交付は、会社法第 816 条の 8 第 1 項の適用を受けないため、該当事項はありません。

以 上

株式交付計画の内容

株式交付計画書

GMO インターネット株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社 OMAKASE（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うに当たり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条 （株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社 OMAKASE

住所：東京都港区六本木四丁目 12 番 8 号 4C

第 2 条 （株式交付親会社が本株式交付に際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の数の下限は、246,069 株とする。

第 3 条 （本株式交付に際して株式交付子会社の株式の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、当該普通株式の対価として、①その譲渡する乙の普通株式の合計数に 3.677 を乗じて得た数の甲の普通株式、及び、②同合計数に金 371 円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式 1 株につき、①甲の普通株式 3.677 株及び②金 371 円の金銭を割り当てる。

第 4 条 （株式交付親会社が本株式交付に際して株式交付子会社の株式と併せて譲り受ける新株予約権の内容及び数又はその算定方法）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の第 1 回新株予約権の総数である 350.8 個を譲り受けるものとする。
2. 乙の第 1 回新株予約権の内容は別紙のとおりである。

第 5 条 （本株式交付に際して株式交付子会社の新株予約権の譲渡人に対して交付する株式及び金銭並びにそれらの割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の第 1 回新株予約権の譲渡人に対して、当該新株予約権の対価として、①その譲渡する乙の新株予約権の合計数に 331.208 を乗じて得た数

の甲の普通株式、及び、②同合計数に金 33,395 円を乗じて得た額と同額の金銭を交付する。

2. 甲は、本株式交付に際して、乙の第 1 回新株予約権の譲渡人に対して、その譲渡する乙の新株予約権 1 個につき、①甲の普通株式 331.208 株及び②金 33,395 円の金銭を割り当てる。

第 6 条 （株式交付親会社の資本金及び準備金の額）

本株式交付により甲の資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

第 7 条 （株式交付子会社の株式及び新株予約権の譲渡しの申込みの期日）

乙の普通株式及び第 1 回新株予約権の譲渡しの申込みの期日は、2021 年 6 月 18 日とする。

第 8 条 （本株式交付がその効力を生ずる日）

本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年 6 月 21 日とする。但し、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第 9 条 （本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画作成日から効力発生日までの間において、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が生じたこと等により本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第 10 条 （規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式交付に関する事項は、本株式交付の趣旨に従って、甲がこれを決定する。

2021 年 5 月 24 日

東京都渋谷区桜丘町 26 番 1 号
GMO インターネット株式会社
代表取締役会長兼社長
グループ代表 熊谷 正寿

別紙 第1回新株予約権の内容

1. 新株予約権の名称および数

名称 第1回新株予約権

数 350.8 個

新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「割当株式数」という。)は、当社普通株式 1 株とする。ただし、後記 2. に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

2. 新株予約権の目的である株式の種類および数

当社普通株式とし、その数(以下「付与株式数」という。)は、1 株とする。

ただし、当社が、本議案の決議日(以下「決議日」という。)後、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。また、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点において行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の株式についてはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使時における払込金額は、新株予約権の行使により発行または移転する当社普通株式 1 株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に割当株式数を乗じた金額とし、発行当初の行使価額は新株予約権 1 個当たり金 114,920 円とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

また、割当日後、行使価額を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合等、行使価額を調整することが適切な場合は、当社は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{ccccccc}
& & & & \text{新規発行株式数} & & \text{1株当たりの払込金額} \\
& & & & \text{または処分株式数} & \times & \text{または処分価額} \\
\text{調整後} & = & \text{調整前} & \times & \text{既発行} & + & \\
\text{行使価額} & & \text{行使価額} & & \text{株式数} & & \\
& & & & \text{株式数} & & \\
& & & & \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数} & & \\
& & & & \text{1株当たり時価} & &
\end{array}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。さらに、決議日後、当社が資本金の額の減少を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本金の額の減少等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

4. 新株予約権を行使することができる期間

令和2年11月30日から令和10年11月29日まで(行使期間の最終日が会社の営業日でない日に当たる場合は、その直前営業日が最終日となる。)

5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 譲渡による新株予約権の取得の制限

新株予約権者は、新株予約権を第三者に譲渡することはできず、また、いかなる理由であれ、担保権の対象とすることはできない。

7. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、その行使時において、当社の役員、当社の従業員または当社が承認する社外の協力者の地位にあることを要する。ただし、定年退職、社命による他社への転籍、その他当社が認める正当な理由がある場合にはこの限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がその権利を行使することができるものとする。
- ③ 新株予約権者は、租税特別措置法第29条の2第1項第6号の規定に従い、新株予約権の行使により取得する当社の株式を当社が指定する証券業者等の営業所又は事務所に保管の委託又は管理等信託を行う。なお、かかる証券業者については、追って当社より新株予約権者に通知する。

④ その他の条件については、新株予約権にかかる契約に定めるところによる。

8. 新株予約権の取得事由

- ① 新株予約権者が前記7.に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
- ② 新株予約権者が権利行使する前に禁錮以上の刑に処せられた場合、当社は、当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ③ 新株予約権者が新株予約権割当契約の規定に違反した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。
- ④ 新株予約権割当契約の規定に基づき新株予約権が失効した場合、当社は当該新株予約権者が有する新株予約権全部を無償で取得することができる。

9. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権の行使により発行または交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

10. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

11. 募集新株予約権を割り当てる日

令和2年11月30日

会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定め相当性に関する事項、並びに、会社法第 774 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 9 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

1. 本株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）

① OMAKASE の株式に係る割当て

当社は、OMAKASE の普通株式 1 株に対して、当社の普通株式 3.677 株及び 371 円を割当て交付いたします。なお、当社が本株式交付により OMAKASE の株式及び新株予約権に係る割当てとして交付する当社の普通株式には、当社が保有する自己株式 1,029,166 株を充当する予定であり、新株式の発行は行いません。

当社が譲り受ける OMAKASE の普通株式の数の下限は、246,069 株とします。

本株式交付に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付いたします。

② OMAKASE の新株予約権に係る割当て

本株式交付に際し、当社は、OMAKASE の普通株式と併せて OMAKASE の第 1 回新株予約権を譲り受けることとし、当該新株予約権の内容及び株式交付比率を踏まえ、当該新株予約権の譲渡人に対し、その保有する第 1 回新株予約権 1 個に対して、当社の普通株式 331.208 株及び 33,395 円を割当て交付いたします。なお、OMAKASE は、第 1 回新株予約権以外の新株予約権及び新株予約権付社債を発行していません。

本株式交付に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 234 条の規定により、その端数の合計数（その合計数に 1 に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の普通株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該新株予約権者に交付いたします。

なお、会社法上、株式交付親会社が譲り受ける株式交付子会社の新株予約権の数の下限に関する規定はございませんので、当社は、当社が譲り受ける OMAKASE の第 1 回新株予約権の数の下限を設けていません。

なお、OMAKASE の第 1 回新株予約権の個数は 350.8 個、OMAKASE の第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的である OMAKASE の普通株式の数は 100 株です。OMAKASE の発行済株式

総数（400,000 株）と OMAKASE の第 1 回新株予約権の目的である OMAKASE の普通株式の総数（35,080 株）の合計数は、435,080 株です。

2. 本株式交付に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

① OMAKASE の株式に係る割当て

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び OMAKASE から独立した株式会社 KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）を第三者算定機関として選定し、2021 年 5 月 21 日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定報告書を取得いたしました。当社は、当社及び OMAKASE から独立した第三者算定機関である KPMG FAS から提出を受けた OMAKASE の株式に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記 1. ①「OMAKASE の株式に係る割当て」記載の株式交付比率が、KPMG FAS が算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びに OMAKASE の株主及び新株予約権者との間の協議により変更することがあります。

② OMAKASE の新株予約権に係る割当て

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、当社及び OMAKASE から独立した KPMG FAS を第三者算定機関として選定し、2021 年 5 月 21 日付で、本株式交付に係る株式交付比率算定書を取得いたしました。当社は、当社及び OMAKASE から独立した第三者算定機関である KPMG FAS から提出を受けた OMAKASE の新株予約権に係る株式交付比率の算定結果、及び、両社の財務の状況、資産の状況、将来の事業活動の見通し等の要因を総合的に勘案し、検討を重ねた結果、最終的に、上記 1. ②「OMAKASE の新株予約権に係る割当て」記載の株式交付比率が、KPMG FAS が算定した株式交付比率レンジ内であり、株主の利益を損ねるものではなく、妥当であるとの判断に至りました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重要な変更が生じた場合、当社並びに OMAKASE の株主及び新株予約権者との間の協議により変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関との関係

KPMG FAS は、当社及び OMAKASE の関連当事者には該当せず、本株式交付に関して記載すべき重要な利害関係は有しておりません。

② 算定の概要

KPMG FAS は、当社については、当社の普通株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在し取引市場での流動性も高いことから、本株式交付の対価としてその株式価値を評価する場合、市場株価法により十分に適正な結果が得られると判断したため、市場株価法を採用して算定を行いました。OMAKASE については非上場会社であることを勘案し、将来の事業活動の状況を評価に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）を採用して算定を行いました。

当社の普通株式 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の、OMAKASE の普通株式 1 株及び第 1 回新株予約権 1 個に対する株式交付比率の算定結果は以下のとおりです。なお、第 1 回新株予約権 1 個当たりの目的である OMAKASE の普通株式の数は 100 株です。

	株式交付比率の算定結果
普通株式	2.80 ～ 4.30
第 1 回新株予約権	244.49 ～ 393.46

市場株価法においては、2021 年 5 月 21 日を算定基準日として、当社の東京証券取引所市場第一部における算定基準日の終値、直近 1 か月間、3 か月間及び 6 か月間の株価終値の単純平均値を基に、同社の株式価値を分析しております。

DCF 法においては、OMAKASE から提供を受けた 2022 年 3 月期から 2025 年 3 月期までの事業計画に基づき、OMAKASE が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて OMAKASE の株式価値を分析しております。OMAKASE の事業ステージに鑑み、計画期間におけるフリー・キャッシュ・フローの現在価値については、ベンチャーキャピタルによるポートフォリオ企業への投資に対する要求リターン（以下「VC リターン」といいます。）を参照し、割引率を 25%～35%として算定しています。計画期間以降の継続価値については、永続成長率法を採用し、評価時点において想定可能な計画期間以降の事業成長の水準を踏まえ、永続成長率を 0%として算定しています。また、VC リターンは一定期間でエグジットすることを前提にサバイバルリスクが含まれている一方、当該リスクが永続することではなく、また事業ステージが進むことにより事業リスクも低減していくため、計画期間以

降のフリー・キャッシュ・フローの現在価値については割引率を 10.5%～12.5%として算定しております。第 1 回新株予約権については、算定された 1 株当たり普通株式価値を原資産価格とし、満期までの期間を 3.8 年、ボラティリティを 40%～60%、リスクフリーレートをマイナス 0.1%、予想配当利回りを 0.0%としてブラック・ショールズ・モデルに基づき分析を行っております。この結果をもとに当社の市場株価法を用いた評価結果との比較に基づく株式交付比率のレンジを、普通株式 1 株に対して 2.80～4.30、第 1 回新株予約権 1 個に対して 244.49～393.46 として算定しております。

KPMG FAS は、株式交付比率の算定に際して、当社及び OMAKASE から提供を受けた情報並びに一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式交付比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実で KPMG FAS に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及び OMAKASE の資産及び負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自の評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて算定において参照した OMAKASE の事業計画に関する情報については、OMAKASE の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。KPMG FAS の分析結果は、2021 年 5 月 21 日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

DCF 法の算定の基礎となる OMAKASE の事業計画については、今後の事業拡大による大幅な増益が見込まれている事業年度が含まれております。なお、当該事業計画は、本株式交付の実施を前提としておりません。また、KPMG FAS による株式交付比率の算定結果は、本株式交付における株式交付比率の公正性について意見を表明するものではなく、当社は本株式交付における株式交付比率が当社の普通株主にとって財務的見地から公正である旨の意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

3. 当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交付に際して、当社の資本金及び準備金の額は変動しません。

株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

決 算 報 告 書

2019 年度

自 2019年 04月01日

至 2020年 03月31日

株式会社OMAKASE

港区六本木4丁目12番8号 4C

貸 借 対 照 表

2020年03月31日 現在

株式会社OMAKASE

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	20,055,798	【流動負債】	17,516,723
現 金 及 び 預 金	18,808,282	役 員 借 入 金	6,028,136
前 渡 金	352,500	未 払 金	10,209,114
未 収 収 益	452,840	未 払 法 人 税 等	70,000
未 収 入 金	442,176	預 り 金	1,209,473
【固定資産】	840,027	負 債 の 部 合 計	17,516,723
有 形 固 定 資 産	754,027	純 資 産 の 部	
工 具 器 具 備 品	754,027	【株主資本】	3,636,850
投 資 そ の 他 の 資 産	86,000	資 本 金	5,500,000
敷 金	86,000	資 本 剰 余 金	3,500,000
【繰延資産】	257,748	資 本 準 備 金	3,500,000
開 業 費	257,748	利 益 剰 余 金	-5,363,150
		そ の 他 利 益 剰 余 金	-5,363,150
		繰 越 利 益 剰 余 金	-5,363,150
		純 資 産 の 部 合 計	3,636,850
資 産 の 部 合 計	21,153,573	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	21,153,573

損 益 計 算 書

2019年04月01日 ～ 2020年03月31日

株式会社OMAKASE

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	49,409,967	
売 上 高 計		49,409,967
売 上 総 利 益		49,409,967
【販売管理費】		
販 売 管 理 費 計		48,616,286
営 業 利 益		793,681
【営業外収益】		
受 取 利 息	97	
雑 収 入	3,295	
営 業 外 収 益 計		3,392
経 常 利 益		797,073
税 引 前 当 期 純 利 益		797,073
【法人税等】		
法人税・住民税及び事業税	70,000	
法 人 税 等 計		70,000
当 期 純 利 益		727,073

販売費及び一般管理費内訳書

2019年04月01日 ～ 2020年03月31日

株式会社OMAKASE

(単位： 円)

科 目					金 額	
役 員 報 酬	給 料	手 当			12,000,000	
賞 与					10,086,197	
法 定 福 利					68,700	
福 利 厚 生					2,096,987	
採 用 教 育					378,864	
外 注					326,184	
広 告 宣 伝					3,308,846	
接 待 交 際					374,000	
会 議					5,126,398	
旅 費 交 通					265,410	
通 信					2,694,493	
販 売 手 数 料					4,617,342	
販 売 促 進 費					1,734,524	
消 耗 品 費					43,036	
事 務 用 消 耗 品 費					692,226	
支 払 手 数 料					51,792	
地 代 家 賃					802,446	
保 険 料					3,579,322	
租 税 公 課					32,570	
減 価 償 却 費					187,400	
販 売 管 理 費 計					149,549	
						48,616,286

株主資本等変動計算書

2019年04月01日 ～ 2020年03月31日

株式会社OMAKASE

(単位：円)

	株主資本		利益剰余金					自己株式			計	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金 資本準備金	その他 資本剰余金	利益剰余金 利益準備金	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	5,500,000		3,500,000				-6,090,223				2,909,777			2,909,777
新 株 の 発 行														
特別償却準備金積立て														
特別償却準備金取崩し														
剰 余 金 の 配 当														
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て														
当 期 純 利 益							727,073				727,073			727,073
自 己 株 式 の 取 得														
株主資本以外（純額）							727,073				727,073			727,073
当 期 変 動 額														
当 期 末 残 高	5,500,000		3,500,000				-5,363,150				3,636,850			3,636,850

個	別	注	記	表
自 2019 年 4 月 1 日				
至 2020 年 3 月 31 日				

株式会社 OMAKASE

貸借対照表に関する注記

消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

その他の注記

内容

この計算書類は、「中小企業の会計に関する指針」によって作成しています。

計算書類に係る附属明細書

2019 年度

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社 OMAKASE

東京都港区六本木四丁目 1 2 番 8 号 4 C

附 属 明 細 書

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

<u>区分</u>	資産の種類	期 首 残 高	当 期 増加額	当 期 減少額	期 末 残 高	期末減価償 却累計額	当期 償却額	差引期末 帳簿価額
有形 固定 資産	工具器具備品	0	903,576	0	903,576	149,549	149,549	754,027
	計	0	903,576	0	903,576	149,549	149,549	754,027

事業報告書

2019 年度

自 2019 年 4 月 1 日

至 2020 年 3 月 31 日

株式会社 OMAKASE

東京都港区六本木四丁目 1 2 番 8 号 4C

事業報告

当会計年度におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景とした個人消費の持ち直しなどにより、緩やかな回復基調を維持しておりましたが、年明け以降に顕在化した新型コロナウイルス感染拡大により経済活動が停滞しており、その影響が懸念されるようになっております。当業界におきましては、新型コロナウイルス感染防止のための飲食店における営業自粛や営業時間の短縮、および消費者の外出自粛などの影響があり、いわゆる”外食”需要が一時的に減少するような傾向がございました。

このような環境のもと、当社は引き続き取引先となる飲食店舗の開拓を続けながらも、”外食”需要の一部が”中食”需要へと変動することなどを見込み、店内飲食にかかる予約システムに加え、店頭受取やご自宅配送の予約についても準備を進めてまいりました。

この結果、当会計年度の売上高は 49,409 千円（前年比 277.7%増）となりました。これは主に、店内飲食予約のシステム提供を行う加盟店の数が拡大し、その席の予約にかかる予約手数料が増加したことによるものです。

営業利益は 793 千円（前年は－2,928 千円）となりました。これは主に売上高が増加したことによるものです。経常利益は 793 千円（前年は－2,928 千円）となりました。

監査報告書

株式会社 OMAKASE 取締役会 御中

令和2年6月26日
株式会社 OMAKASE
監査役 森田 正康



私、監査役森田は、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下、「計算書類等」という。）について、下記の通り監査を行いました。

1. 監査方法の概要

計算書類等の閲覧、取締役への聞き取り調査により、会計報告書の正確性を検討しました。

2. 監査結果

計算書類等は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を示していると認めます。

以上